

「SAICM 国内実施計画（案）」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、報道発表、環境省ホームページ

(2) 意見募集期間

平成24年7月17日（火）～8月15日（水）

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体数^{※1}

13 個人・団体

(2) 意見総数

86 件

(3) 意見内容の内訳（数字は件数^{※2}）

計画全体に係る意見

SAICM 国内実施計画の策定プロセス、位置付け、施策ごとの目標年限、「最小化」の定義等… 17

化学物質に係る法令・制度、概念に係る意見

- ・化学物質に係る法律間の連携… 7
- ・化審法、化管法、家庭用品規制法… 6
- ・包括的な化学物質対策の確立や推進のための新たな法的枠組み… 4
- ・予防的取組、リスクトレードオフ… 4
- ・その他（グリーン購入法、消費者安全法、景品表示法等）… 6

化学物質が人・環境に与える影響に係る意見

- ・農薬、バイオサイド… 16
- ・微量な化学物質による健康影響… 5
- ・リスク管理等が不十分と考えられる製品… 4
- ・ナノ材料及びナノ製品への対応… 3
- ・労働安全… 3
- ・その他（シックハウス、香料、水銀、PPCP、有機フッ素化合物・臭素系難燃剤、複合影響等）… 8

化学物質に関する個別の取組に係る意見

- ・情報提供や表示の国際的な統一（GHS）… 10
- ・その他（リスク情報の公開と共有、教育・研究の充実、中小企業への配慮、アジアを始めとする国際情勢への対応、リサイクル推進施策、国際協力、企業・自治体の取組等）… 11

その他

SAICM への期待、POPs 条約に基づく国内実施計画への意見、誤字… 3

※1 連名の場合はまとめて1個人・団体と数えた。

※2 SAICM 関係省庁連絡会議事務局による取りまとめ。1件の意見が複数の項目に該当する場合は、各項目に加算した。

「SAICM国内実施計画（案）」に対してパブリックコメントとして寄せられた御意見及びその対応

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
1	全体	<p>・SAICMを構成する文書の一つであるドバイ宣言の3つの・は、ずっと待ち望んできたことでうれしい限りである。</p> <p>・包括的方針戦略中の、対象範囲が明確に決められたことは、私たちの生活の安全の確保のさらなる保証となる。これまで長い期間を費やしながらか検討されたおかげと感謝している。</p> <p>・新規の課題としての4項目・・・これが今後の課題として取り上げられ、期待している。</p> <p>1、は既に商品として多く出回っているが、安全性はまだ解明されていない。</p> <p>2、は身の回りに非常に多くありかつ便利に使っているが、様々な形での健康被害が出ており、その科学物質の検討を大いに期待する。</p> <p>4、は健康被害は、業界も消費者も知っているが、製造しやすさや安価にできること等により、未だに使用されている実態がある。法律の改正もあったが、まだ不十分な面がある。次世代を担う子どもたちの健康のために、この項目の検討がいち早く進み様々な角度からの改善につながることを期待している。</p> <p>化学物質関連では、国内で取り組みが決まっても、いち早く進めていく、というところが弱いところもあると危惧している。そのようなことのないよう、これまで、国民の暮らしの安全・</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>本実施計画に基づき、関係府省が連携・協力と情報共有を一層強化・推進し、包括的な化学物質対策の確立と推進を図ることで、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会の実現を目指してまいります。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>健康のためにご尽力された諸先生方のご努力に感謝している。これからも期待している。</p>	
2	<p>全体 (S A I C M 国内実 施計画、 S A I C M関 係省庁 連絡会 議、「化 学物質 と環境 に関する政策 対話」に ついて)</p>	<p>1) S A I C M国内実施計画(案)(以下、コメント公募対象文書という)は策定の手続き、内容、策定の目的のいずれに関しても、S A I C Mという国際協調活動のための日本の実施計画に値せず、策定手続きの構築からやり直す必要がある。</p> <p>2) S A I C M国内実施計画策定の目的について、第2章第2項の記載に用いられている観点はO P Sの視点と異なる。その結果、第3章第2項のように、環境保全という一つの分野で用いた観点を他の分野の取組に適用して分類するのみに留まり、S A I C M関係省庁連絡会議が第1回会合で採択した策定方針と齟齬が生じている。このことを記述し、パブリック・コメント手続きをやり直す必要がある。</p> <p>3) S A I C M国内実施計画の国の政策としての位置付けについての記述が本文にないため、この点に関する記述を本文に加える必要がある。</p> <p>4) コメント公募対象文書では日本のナショナル・プロフィールに関する記述は付属資料3の頭書き(30ページ2行目)のみであるが、コメント公募対象文書本文にも記述を加える必要がある。なお、付属資料3の冒頭に注記されている「化学物質管理に</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 本計画の策定手続きについては、包括的方针戦略第22パラグラフにおいて、「S A I C M国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性和状況を考慮し策定することができる。」とされています。このため、本計画の策定に当たっては、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て策定することとし、また、国内における関連計画として、第四次環境基本計画、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」及び「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を考慮しています。</p> <p>また、本計画の位置付けについては、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画において、関係府省が連携し、国民、事業者、学識経験者等の様々な主体の意見を反映しつつ国内実施計画を策定するとしており、この旨本計画にも明記しています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>関するナショナル・プロフィール」は、UNITARの手引きを参考にして策定したと明記しながら、手引きが規定する策定手続きを踏んでいない等、不完全なものであるため、国内実施計画の策定に当たっては、このナショナル・プロフィールについて化学物質管理に係る現状記述の欠落部分を補充し、それらに基づき現状の分析や改善課題の設定を行う必要がある。</p> <p>5) コメント公募対象文書のために最近設置された「化学物質と環境に関する政策対話」についても、少なくとも、構成メンバーの人选、事務局の独立性を含め中立性や公平性を担保しうる方策を講じ、SAICMの基本文書に規定されるような国民との対話の場を再構築する必要がある。</p>	<p>さらに、SAICM国内実施計画の内容については、SAICMの趣旨を踏まえ、各国が判断するものと考えます。このため、本計画の内容については、我が国の化学物質対策の状況を反映したものとし、SAICMの世界行動計画の項目のうち我が国にとって重要と考えられる項目について絞り込みを行い、絞り込まれた項目を大括り化して今後の取組を記載しています。世界行動計画に対応する我が国の取組状況については、整理を行い、意見募集の際に参考資料としてお示ししています。</p> <p>ナショナル・プロフィールと「化学物質と環境に関する政策対話」については、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、意見として承ります。なお、「化学物質と環境に関する政策対話」については、その趣旨を踏まえて環境省として市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体から適切な人選を行ったと考えております。</p>
3	全体 (日本のSAICM国内実施計画)	<p>SAICMに沿って日本のSAICM国内実施計画を策定する場合に最も重要なことは、化学物質管理に係る現行の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率などを抜本的に解消する費用対効果の優れた方策を取組課題の中核に位置付けることであり、そのような法律及びそれを運用する行政体制の整備こそ、WSSD2020年目標の実現に不可欠な日本の化学</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)の一部を改正する法律案に対する附帯決議に関して、御指摘の国の責任と具体的な作業スケジュールについては、第3章2.(1)21ページ第3段落に2020年までに優先評課化</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	における中核的な取組課題について)	<p>物質管理の基本的社会システムである。</p> <p>国会が化学物質審査規制法の改正に当たって附帯決議として提示した、総合的な管理に係る事項に対する政府の対応方針およびそれに基づく具体的な取組課題をコメント公募対象文書に明記する必要がある。</p>	<p>学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明した物質については、必要な規制措置を講じると記載しています。</p> <p>また、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p>
4	全体 (S A I C M 関係省庁連絡会議や「化学物質と環境に関する政策対話」など	<p>各国の化学物質管理制度の現状、S A I C Mに関する国際機関の活動の方向性、それらに対して日本がとるべき行動について、様々な関係者が参集して意見交換を行い、それによって関係者間に対策の検討に必要な共通認識を形成し、そのうえで実施計画案に組入れるべき取組課題とそれらの優先順位を確定するという手続きがS A I C Mに沿ったS A I C M国内実施計画の策定に不可欠であるが、コメント公募対象文書の本文には、策定の過程でどのような方法でどの程度の認識共有化が行われたかは明確には記述されていない。</p> <p>S A I C M関係省庁連絡会議及び「化学物質と環境に関する政策対話」でなされた議論の内容を記載し、パブリック・コメントの手続きをやり直す必要がある。その際、国際的な状況に関して</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>本計画案については、広く国民の皆様からの御意見を募集するとともに、「化学物質と環境に関する政策対話」における様々な主体による意見交換を踏まえて作成しています。</p> <p>また、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p> <p>なお、第1回「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録につきましては、環境省ホームページで公開しています。また、S</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	にお ける 情報 共有 の重 要性 につ いて)	関係者間の共通認識を形成する討論の場を設置して臨むことおよび国民の立場で公正なパブリック・コメントになりうる新たなコメント公募対象文書を作成することを要請する。	A I C M関係省庁連絡会議につきましては、資料及び議事要旨については会合後に原則公表としているところです。
5	第1章 (3ペ ージ 第2段 落)	第1章3ページ7行目『これを受け、我が国では平成18年の策定した・・・』を、『これを受け、我が国では平成18年に策定した・・・』に修正すべきである。 [理由] 誤字と思われる。	御指摘を踏まえ、第1章3ページ7行目を以下のとおり修正します。 「これを受け、我が国では平成18年のに策定した(略)」
6	第1章 (3ペ ージ 第2段 落)	化学物質管理に関わる取組として、国内の主たる分野は労働安全衛生や消費者安全であり、国際的には火災爆発防止であるにもかかわらず、環境基本計画の分野だけに限定して閣議決定した政府の判断は、S A I C Mの理念やそれに関連する国際協調活動が目指している方向性に反している。今回策定すべきS A I C M国内実施計画は、環境保全に係る環境基本計画だけでなく、その他の分野における化学物質管理に係る取組みをも包括して新たな国内実施計画と位置づけて策定すべきものである。	原案のとおりとします。 (理由) 平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画第二部第1章第5節3(4)において「S A I C Mに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組みます」と記載しています。また、平成22年に第三次環境基本計画の進捗状況の第4回点検結果として中央環境審議会から閣議報告された「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」においては、S

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>また、「・・・SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置付けるとともに、」という記述は意味不明である。「SAICMに沿って国際的な観点に立った化学物質管理」とは具体的には何のことか、それをどのようにどこに位置付けたのかを明確に記述する必要がある。</p> <p>「円滑な連絡調整を図りつつ、・・・その考え方の普及に努めてきた・・・」とあるが、化学物質審査規制法と化学物質(排出把握)管理促進法の改正に関してSAICM関係省庁連絡会議ではSAICMを受けてどのような新たな方向性を立てて調整の議論を行ったかを具体的に国民に伝え、それに基づく記述を加える必要がある。</p>	<p>SAICMに沿った化学物質管理の取組として、化学物質審査規制法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の見直しを検討し、必要な措置を示すべきとされています。詳細については、「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」を御参照ください。見直しについては、それぞれ中央環境審議会でも検討されており、本計画第2章において、その概要を記載しています。</p> <p>また、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p>
7	第1章 (3ページ 第3段落)	<p>1) 「化学物質と環境に関する政策対話」が3月27日に開催されたことは伝えられた。しかしその場において、SAICM国内実施計画の策定に関してどのような議論が行われたかの情報が公表されていない。それを具体的に国民に伝え、それに基づく記述を加える必要がある。</p> <p>2) この会合における厚生労働省の2件のパワーポイント資料にはSAICMの言葉がない。これらの資料についてSAICM</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 本国内実施計画(案)は、「化学物質と環境に関する政策対話」における議論の内容を踏まえて作成したものです。また、本年3月に行われた第1回「化学物質と環境に関する政策対話」の御指摘の資料については、化学物質対策の現状と課題について関係省のメンバーから現時点での取組状況と課題について説明するた</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>国内実施計画との関連でどのような議論が行われたかを国民に具体的に伝え、それに基づく記述を加える必要がある。</p> <p>3) 4ページ下14行目～、同ページ下4行目、同ページ下1行目及び5ページ下3行目の該当する記述も上記の修文に合わせて修正する必要がある。</p>	<p>めに作成されたものです。これも踏まえ、その後の議事で、SAICM国内実施計画の構成案や盛り込むべき事項について意見交換がありました。</p> <p>なお、「化学物質と環境に関する政策対話」につきましては、会議、資料、議事録又は議事要旨を原則公開としており、これまでの議論の内容につきましては、環境省ホームページで公開しています。</p>
8	<p>第1章 (3ページ 第4段落) 「本国内実施計画は、(中略)、いわば包括的な化学物</p>	<p>「SAICMに沿って」SAICM国内実施計画を策定する場合、最も肝心なことはSAICMの基本文書である包括的方針戦略(OPS)第22項の規定に準拠することである。しかるに、「労働安全衛生等の分野については、それぞれの政策で実施されている具体的な施策や今後の方向性を踏まえ作成したもの・・・」という策定方法は、上記のOPS第22項の規定を全く無視するものであり、その論拠をコメント公募対象文書に加える必要がある。</p> <p>SAICMに沿ったSAICM国内実施計画は、環境以外の全ての分野も含めてOPS第22項の規定に則して包括的に検討し、その結果に基づいて包括的な実施計画として新たに策定する必要がある。そういう手続きや内容のないコメント公募対象文書のような実施計画は「包括的な化学物質管理に係る今後の実施計</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>包括的方針戦略第22パラグラフにおいては、「SAICM国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナル・プロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性和状況を考慮し策定することができる。」とされています。</p> <p>本国内実施計画の対象範囲については、SAICMの対象範囲と同様の範囲を扱うこととしており、様々な関係者が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」における議論の結果を反映したものです。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	質管理にかか る今後の実 施計画と位 置づけられ るものであ る。」	画」の名に値するものでなく、不適格である。	
9	第1章 1. (4ページ 第2段落)	<p>SAICMに沿った国の化学物質管理施策の推進のために設置されたSAICM関係省庁連絡会議が国民に非公開であることは、SAICMの理念に反する不適切な措置であり、行政関係者は認識を抜本的に改める必要がある。</p> <p>SAICM国内実施計画の策定に参与している行政府の担当官、産業界、学界、民間団体、その他の関係者に欠落しているのは、日本を取り巻く各国の化学物質管理制度の現況がどのようになっているか、SAICMに関する国際機関の活動はどのような方向を指向しているか、それらに対して日本はどのように行動すべきかについて十分な意見交換を行い、それによって関係者間に対策の検討に必要な共通認識を形成する手続きの重要性に対</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>第1回「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録につきましては、環境省ホームページで公開しています。また、SAICM関係省庁連絡会議につきましては、資料及び議事要旨については会合後に原則公表としているところです。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>する認識である。そのような認識の欠落を裏付ける一つの証拠は、S A I C M関係省庁連絡会議を国民に非公開とし、「化学物質と環境に関する政策対話」の議事録をコメント公募時点で公開していないことである。これらの非公開についてはいずれも正当な理由は見当たらず、コメント公募対象文書にこれらに関する記述を加えてパブリック・コメント手続きを設定し直す必要がある。</p>	
10	<p>第1章 1. (4ページ 第3段落)</p>	<p>化学物質審査規制法および化学物質(排出把握)管理促進法の改正は、実質的には「S A I C Mに沿った取組み」に該当するものではない。W S S D 2 0 2 0年目標の達成という看板を形式的に掲げているが、それらの見直しの視点とS A I C MのO P SやG P Aとの関連性を具体的に検討した形跡はない。少なくとも、それらの見直しが現行法の定期的な見直しの一環として行われたことを明記しておく必要がある。</p> <p>12ページ18行目の化学物質審査規制法および化学物質(排出把握)管理促進法の改正に関する「S A I C Mに沿った我が国のこれまでの取組み」についても、同様にその名に値しないので、修正する必要がある。</p> <p>本文書において「S A I C Mに沿った我が国のこれまでの取組み」はきわめて重要である。化学物質審査規制法と化学物質排出</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 平成22年に第三次環境基本計画の進捗状況の第4回点検結果として中央環境審議会から閣議報告された「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」においては、S A I C Mに沿った化学物質管理の取組として、化審法及び化管法の見直しを検討し、必要な措置を示すべきとされています。その他のS A I C Mに沿った化学物質管理の取組としては、アジア太平洋地域におけるS A I C M実施について主導的な役割の実践、J-C H E C Kの拡充等、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)が示されており、これらの取組については、本計画の第2章に記載しています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>把握管理促進法の改正以外のそのような取組みを「・・・等」で一括して処理するのは不適切である。SAICM国内実施計画を策定する前に行っていたと判断されるSAICMに沿った取組みは全て個別に明示する必要がある。</p>	
11	<p>第1章 1. (4ページ 第3段落)</p>	<p>SAICM国内実施計画策定の第一の意義が「関係省庁の連携に資すること」にあるというSAICM関係省庁連絡会議の認識は、OPSが規定するSAICMの必要性や目的を全く無視するものである。政府部内で連携して仕事をするのは当たり前のことで、その上でSAICMの命題に対して国として何を実現するかが応えるべき事項であり、任務である。</p> <p>「SAICMに沿った」国内実施計画策定の目的は、OPSに規定される①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化及び⑤不法な国際取引の視点から体系的かつ包括的に現状分析を行い、改善すべき課題を包括的に実行して社会の管理能力を強化し全体としてWSSD2020年目標の達成に寄与することである。</p> <p>それゆえ、「関係省庁の連携に資する」ことを第一義とするような目的を取り違えたSAICM国内実施計画を「国内外の関係者に示すこと」は、日本の関係者の無理解さ・不誠実さを内外に自ら露呈する愚かな行為であり、国際的に失笑を買うものです。</p>	<p>本国内実施計画の目的については第1章1. に示していますが、御指摘を踏まえ、より明確にする観点から、第1章1. 4ページ第5段落に以下のとおり追記します。</p> <p>「(略) SAICM関係省庁連絡会議は、<u>WSSD2020年目標の達成に向けた我が国の今後の戦略を示すSAICM国内実施計画の策定作業を進め、今般、本国内実施計画を取りまとめた。</u>」</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		それゆえ、策定手続きの構築から根本的に改めてやり直す必要がある。	
12	第1章 2. (4ページ 第6段落)	<p>「SAICM関係省庁連絡会議は、・・・関連計画について考慮することにした。」という行政の一方的な判断は、その適切性や妥当性を裏付ける論拠を国民に伝え、それに基づく記述を加える必要がある。</p> <p>OPS第22項の規定は「法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブおよびギャップなどの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮する（私訳）」となっている。その中から既存の「行動計画」だけを取り上げることに関し、とりわけナショナル・プロフィールなど他の事項を取り上げない論拠を国民に伝え、それに基づく記述を加える必要がある。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由)</p> <p>包括的方針戦略第22パラグラフでは「SAICM国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、(中略)必要性と状況を考慮し策定することができる。」とされているため、関係者の参加を確保するとともに、必要性を考慮し、国内における既存の関連計画について考慮することしました。なお、本国内実施計画は、我が国の既存の法令、化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール等を踏まえつつ、作成しています。</p>
13	第1章 2. (5ページ 第1段落)	<p>「化学物質と環境政策対話」では、様々な主体による意見交換を行っているのであるから、その内容を紹介すべきである。特に、市民セクターから提出されている意見を紹介すべきである。また、利害関係者からの意見を取り上げる場合の基準を示すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由)</p> <p>本国内実施計画(案)は、「化学物質と環境に関する政策対話」における意見交換を経て作成しており、各主体からの意見を個別に記載したり、意見を取り上げる場合の基準を示したりするものではありません。なお、「化学物質と環境に関する政策対話」における各主体の意見に関する資料については、環境省ホームページ</p>

意見番号	該当箇所	意見概要	対応
			ジに掲載しています。
14	第1章 3. (5ページ 第7段落)	SAICM国内実施計画においては第四次環境基本計画では扱われていない範囲」を一部の例示だけに留める記述は不適切である。農薬の場合を含めて、全ての該当する分野・取組みを明記し、それらの費用対効果を考慮して優先順位を検討する必要がある。	原案のとおりとします。 (理由) 本計画案の対象範囲については、SAICMの対象範囲と同様の範囲を扱うこととしており、様々な関係者が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」における議論の結果を反映したものです。具体的な分野・取組については、第3章を御参照ください。
15	第1章 3. (2) (5ページ 第3段落)	当グループは、環境省が7月に実施した「POPs条約に基づく国内実施計画（改定案）等」に対する意見の募集」で、62項にわたる意見を述べた。最終実施計画に反映されることを望む。	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」は本計画の意見募集の対象ではありません。「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）等」に対する意見の募集」への御意見に対する対応を御確認ください。
16	第2章 1.	30ページの付属資料3冒頭に「化学物質の管理に係るナショナル・プロフィール（平成15年10月）を元に作成」とある。	付属資料は意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	<p>(8 ページ 第 1 段落)</p> <p>「詳細は付属資料 3 を参照」について</p>	<p>また、コメント公募対象文書の参考資料によると、このナショナル・プロフィールは S A I C M 基本文書の G P A が最初に規定する、国内実施計画に記載すべき課題を設定するためのナショナル・プロフィールであることになっている。</p> <p>しかし、平成 15 年に公表されたナショナル・プロフィールはギャップを特定し、実施課題に優先順位付けをするための化学物質管理の現状分析を全く行っていないため、G P A が規定するナショナル・プロフィールに相当しない。さらに、「法令、ナショナル・プロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブおよびギャップなどの既存の要件ならびに優先順位、必要性および状況を適宜考慮する」という O P S 第 2 2 項の規定に対し、平成 15 年のナショナル・プロフィールに言及しないで既存の「行動計画」だけを考慮して行う実施計画の策定は、妥当性に欠ける。</p> <p>S A I C M 関係省庁連絡会議が「S A I C M に沿った」化学物質管理施策の推進を目指すのであれば、関係者が実質的に参画する仕組みの下で「S A I C M に沿った」ナショナル・プロフィールを策定し、それに基づいて国内実施計画を策定する必要がある、コメント公募対象文書の文案を全面的に書き直すべきである。</p>	
17	第 2 章	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン	第 2 章 1. (1) 8 ページの化学物質管理のための主な法令は、

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	1 (1) (8 ページ)	<p>購入法) について、触れるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>さまざまな化学物質の環境汚染を減らすための施策として、「特定調達品目」の導入推進が行われる。役務として「植物管理」や「害虫防除」の判断基準では、農薬や殺虫剤を出来るだけ使用しない総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の推進が求められている。</p>	<p>化学物質のリスクの評価または管理を主たる内容とするものについて記載しているため、グリーン購入法については盛り込んでいませんでしたが、国、地方公共団体等が調達する財・サービスに含まれる化学物質による環境負荷の低減に寄与しうるものであり、また実際に財・サービスの指定にあたって化学物質の環境負荷低減の観点の基準も設けられていることから、付属資料3. 1. ①化学物質に関する法律の概要 表1に追記することとします。</p>
18	第2章 1. (1) (8 ページ)	<p>消費者安全法について触れるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>消費者の消費生活における、化学物質による健康被害防止も目的であり、とされており、消費者からの健康被害などの事故情報が、データベース化されている。</p>	<p>消費者安全法においては、広く商品・施設・工作物等について関係機関から消費者事故情報を一元的に収集し、消費者への情報提供などを通じて、消費者被害の発生・拡大を防止することが規定されておりますので、その中には化学物質による健康被害に関する情報も含まれていますが、消費者安全法は化学物質による健康被害防止自体をその目的としているものではなく、また法令上も化学物質管理の規定がないことから、今回は「化学物質管理のための主な法令」に含めないこととして整理しました。</p>
19	第2章 1. (1)	<p>法を抜本的に改正し制度は整えたが、それを有効に機能させるのは今後の活動によることを明記すべき。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 化学物質審査規制法は平成21年に改正され、平成23年度か</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	<p>(8 ページ 第3段落 1ポツ目、第4段落 1ポツ目)</p> <p>「化学物質審査規制法」</p> <p>関連して 第2章 1. (3)○ 地方公共団体の取組</p>	<p>[理由]</p> <p>化学審査規制法がSAICMに対応して改正される前には、多少のリスクコミュニケーション(ハザードコミュニケーションと言った方が正しいかもしれないが)が存在していた。</p> <p>例えば、『弱電関係は指定化学物質を一切使用しないから、新規化学物質の届出において、指定を受けそうになったら取り下げを行う』などとか、本来あるべき管理かどうかは別にして、一定の規準があった。</p> <p>しかし、平成23年の法改正で、1,000以上あった当該化学物質が一気に80程度の優先評価化学物質となり、しかも評価も緒に就いたばかりである。リスクコミュニケーションも現状では使用量・暴露量の報告、公表だけで、真にリスクをコミュニケーションしているとは言えない。</p>	<p>ら全面施行されています。改正法に基づき、既に、新たに制定されたリスク評価及びその結果等の情報をホームページ等で公表していることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、こうした情報やリスク評価結果については、コミュニケーションに努めているところです。例えば、改正化学物質審査規制法のスクリーニング評価・リスク評価の手法については、公開の審議会で議論した上でパブリックコメントを実施しています。</p> <p>また、スクリーニング評価の結果、リスク評価の進捗状況及び評価に用いた有害性情報等は、公表しています。こうした情報についてはホームページに掲載することにより、周知に努めている他、「化審法セミナー」として公開のセミナーを開催する等、情報の提供に努めているところです。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	例 (9ページ 第3段落)		
20	第2章 1. (3)○ 地方公共 団体の取 組例 (9ページ 第3,4 段落)	化学物質管理に関する条例などの取組みを行っている自治体名を明らかにしたほうが、他の自治体や市民の参考になると考える。市民が住んでいる自治体の取組みに気付く、利用しようとするきっかけになるので、自治体名を公表すべきである。	御意見を踏まえ、付属資料3. 3. ア) 地方公共団体の取組例に、地方公共団体名を追記します。
21	第2章 2. (12 ページ)	「化学物質の包括的な管理」とは、5頁下1行目の「SAICMの対象範囲のうち第四次環境基本計画では扱われていない範囲」も含めた範囲を対象とするのが国際的な慣例であるため、一般環境経由の影響だけを対象とする法律やPRT R制度など特	原案のとおりとします。 (理由) 御指摘の第2章2. においては、化学物質審査規制法及び化学物質排出把握管理促進法は、化学物質を幅広く取り扱う主な法律

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	第 3 段 落)	<p>定の制度だけを対象とする法律を「包括的な管理」の法律に分類するのは誤りであり、修正するべきである。</p> <p>また逆に、これらの法律に規定がないにも拘らず、現に「化学物質の包括的な管理」を行っている場合は、その運用を改めるべきである。</p> <p>22 ページ 15 行目の「・・から導入された包括的な化学物質管理制度・・」の記述についても同様に修正する必要がある。</p>	<p>として記載しています。</p> <p>また、14 ページに記載しているとおり、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法に限らず、自主的取組手法、情報的手法、規制的手法等、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチによりリスク管理に取り組む必要があると考えており、本計画では S A I C M の対象範囲について主な取組を記載しています。なお、平成 21 年には化学物質審査規制法を改正し、包括的な化学物質管理制度の構築を目指し、既存化学物質を含めた全ての一般用途（工業用途）の化学物質を届出の対象としています。</p>
22	第 2 章 2. (12 ページ ～ 18 ページ) (1) リス クの 評価、 (2)リ	<p>「S A I C M に沿った」国内実施計画の目的は、O P S に規定される①リスク削減、②知識・情報、③統治、④管理能力強化および⑤不法な国際取引の視点から体系的に現状分析を行い、現行の制度・仕組みや取組みに認められるギャップ、重複、非効率を改善するための課題を包括的に優先順位付けし、それを計画的に実行して社会の管理能力を強化して W S S D 2020 年目標の全体的な達成に寄与することであり、国を構成する全てのセクターの取組みを体系的に整理し記述する必要がある。S A I C M 関係省庁連絡会議が現状分析に用いている観点では、O P S が指向する社会の化学物質管理能力の向上を目指す現状分析は実施で</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>本計画のうち環境分野に係る記述は、平成 24 年に閣議決定された第四次環境基本計画を踏まえつつ、具体的な施策を盛り込んでいます。このため、第 2 章 2. は、第四次環境基本計画の重点分野の一つである「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の構成を参考に記述しています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	<p>スクの 管理、 (3)安全・安心 の層 の確保 及び (4)国 際的な 課題へ の対応 の観点 から記 述する こと について)</p>	<p>きない。OPSの視点を用いず、このような観点が社会の管理能力強化のために適切であると考え論拠を記載する必要がある。 ナショナル・プロフィールについても同様であり、平成15年のナショナル・プロフィールはその名に値しない。</p>	
23	<p>第2章 2. (12 ページ 第3段</p>	<p>政府のGHSへの対応は不十分である。①SDS制度が労働安全衛生法、化学物質(排出把握)管理促進法および毒物劇物取締法に分散していること、②各種規制法における危険有害物質の指定基準をGHSに整合させていないこと、③GHS実施の期待効果を考慮せず、事業者や消費者等の当事者に不利な状況を招いてい</p>	<p>危険有害性情報の伝達については、本計画第3章2.(4)において「有害性情報の表示等消費者への情報提供を含め、サプライチェーンにおける化学物質含有情報の伝達のための枠組みの整備や中小企業への支援等に取り組む」こととしており、また、御意見を踏まえ、第3章2.(4)26ページ第2段落に以下の</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	落) 「また、平成 24 年には「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」の導入を目的として安全データシート（SDS）	ることを踏まえ、SDS制度が3つの法律に分散する非効率の解消や各種規制法の危険有害物指定基準のGHSへの整合化は、中核的な取組課題に位置付けるべきである。	下線部を追記することとし、今後取組を進めていきます。 「サプライチェーンにおける労働者保護、消費者保護、環境保全の観点を含めた統一的な危険有害性情報の伝達・提供等の進め方について、 <u>サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の促進等に関する国際動向への対応を考慮しつつ、検討する</u> 」

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	制度を 改正し た。」		
24	第2章 2. (1) (主な 取組状 況) (13 ページ 第1段 落)	日本では新規化学物質及び既存化学物質についての届出・評価が、労働安全衛生法及び化学物質審査規制法に基づき別個に行われている実態を記述すべきである。一方、消費者安全の分野、火災爆発防止の分野については、事前審査制度などの必要性について記述すべきである。上記のSDS制度も含め、重複する類似制度を統合して整理し、抜けた分野を埋めて、より効率的なハザード評価、曝露評価、リスク評価を一元的に行う包括的かつ効率的な制度・仕組み作りをSAICM国内実施計画の中核的課題に位置付け、実施計画案を作り直す必要がある。	<p>既存化学物質に関する労働安全衛生法のリスク評価については、第3章2.(1)13ページ第3段落に記載しています。新規化学物質の状況については、以下の下線部を追記します。</p> <p><u>「職場における労働者の安全と健康の確保の観点からは、労働安全衛生法により、新規化学物質については製造・輸入事業者に対して有害性の調査及び調査結果の届出を義務付け、国は調査結果について学識経験者から意見を聴取し、必要に応じ労働者の健康障害防止措置について指導を行っている。」</u></p> <p><u>また、既存化学物質については、労働安全衛生法に基づく事業者からの有害物ばく露作業報告（以下略）」</u></p> <p>また、化学物質審査規制法については、第2章2.(1)13ページ第1段落に記載しています。火災爆発防止の分野については、例えば消防法において、危険物（火災危険性を有する物質）を貯蔵し、又は取り扱う場合の事前許可又は承認について規定されているところです。消費者安全の分野における事前審査制度などの必要性についての御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせ</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
			<p>ていただきます。</p> <p>化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p>
25	第2章 2. (1) (今後の課題) (13 ページ 第6段落)	<p>以下の文章を追加すべきである。</p> <p>「農薬の水系汚染の評価は、一部の水生生物に対する急性毒性に限られ、慢性的かつ複合的な生態系へ影響は評価されていない。また、大気汚染や土壌汚染の評価についての取り組みは遅れている。」</p>	<p>第2章 2. (1) (今後の課題) 14ページ3行目の化学物質の1つとして、農薬の評価手法の高度化についても課題としております。</p> <p>なお、具体的な取組事項についても、第3章2. (1) 22ページ5行目以降に記載しておりますが、御意見を踏まえ、22ページ7行目を以下のとおり修正・追記します。</p> <p>「(略) 検討を進める。とともに、大気経由による人への健康影響に関するリスク評価・管理手法について検討を進める。」</p>
26	第2章 2. (1) (今後	<p>以下の文章を追加すべきである。</p> <p>「室内の大気汚染における農薬やこれと同じ成分を含む殺虫剤、シロアリ防除剤、衣料防虫剤、可塑剤、難燃性剤、イソシアネートを含むVOC類などの人の健康(特に、化学物質過敏症)</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>生活環境中で使用されているシロアリ駆除剤等いわゆる「バイオサイド」等及び化学物質等による室内空気汚染対策について</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	の課題) (13 ページ 第6段 落)	への影響評価が遅れている。」	は、今後検討すべき課題として指摘されている旨を第3章2. (6) 27ページ第5段落に記載しています。
27	第2章 2. (1) (今後 の課題) (13 ページ 第6段 落)	以下の文章を追加すべきである。 「医薬品やパーソナルケア製品（PPCPs）の水系汚染が問 題になっているが、その評価がなされていない。」	原案のとおりとします。 (理由) 環境省は、「化学物質環境実態調査」や「化学物質の環境リス ク初期評価」の中で、医薬品及びパーソナルケア製品（PPCP s）にあたる化学物質も一部取り上げてきました。さらに知見の 収集を進め、これらの調査や評価の対象としていきます。
28	第2章 2. (1) (今後	以下の文章を追加すべきである。 「日常生活で人が使用する商品に、香料を添加されたものが増 加している。香料のせいで、体の異常を惹き起こす人もいるが、 リスク評価もなく、使用規制もされていない。」	原案のとおりとします。 (理由) 御意見の趣旨については、本計画の該当箇所の記載に包含され ているものと考えています。なお、いただいた御意見は、今後の

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	の課題) (13 ページ 第6段 落)		施策の参考とさせていただきます。
29	第2章 2.(2) (主な 取組状 況) (14 ページ 第2段 落)	<p>(主な取組状況)の第1段落の文末に以下の文章を追加すべきである。</p> <p>「自主的取組手法の積み重ねは規模や特性の異なる多くの企業によって推進されてきた。こうした活動は国際的にも信頼に足るものといってよい。」</p> <p>[理由]</p> <p>リスク評価手法やそれを支える社会的な基盤の理解や整備が遅れがちな状況にありながらも、関係企業は必死に国際的な規制の推移や国内での対応している。こうした我が国企業の試みを、海外にもきちんと伝えるべき。特に新興国の企業には参考になると思われる。</p>	<p>御意見及び意見番号33の御意見を踏まえ、第3章2.(2)16ページ第13段落に以下のとおり追記します。</p> <p>「事業者による自主的な取組としては、(中略)に力を入れている。<u>リスク情報の公開と共有(GPS/JIPSを含む)の取組については、国際的な連携や調和も視野に入れつつ、内容の整備・充実が進められている。このように、規模や特性の異なる多くの企業が、化学物質に関する自主的な取組を進めてきており、こうした活動は、国際的にも我が国の事業者の信頼性を高める結果となっている。家庭用品については、(以下略)</u>」</p>
30	第2章 2.(2)	<p>該当パラグラフに、以下の趣旨の文を追記すべきである。</p> <p>「農薬は、個別登録農薬毎の生産量等を毎年農林水産大臣に報</p>	御指摘を踏まえ、第2章2.(2)14ページ第3段落に以下のとおり追記します。

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	<p>(主な 取組状 況)</p> <p>(14 ページ 第4段 落)</p> <p>「農薬 につい ては、農 薬取締 法に基 づき、 (中 略)、農 業者等 に対し てその 遵守の 徹底を 図って</p>	<p>告している。」</p> <p>[理由]</p> <p>農薬に関しては、化学物質排出把握管理促進法の成立以前か ら、農薬取締法施行規則第一〇条に基づき詳細な生産、出荷量を 年度ごとに農林水産大臣に報告しており、その取りまとめ結果は 「農薬要覧」(一般社団法人日本植物防疫協会発行)として毎年 公表されている。本統計値は我が国のPRTTR制度における非点 源の排出量推計にも活用されている。これは、リスク管理のため の活動として世界に誇れる取り組みであることから、農薬に関す る(主な取組状況)の一部として記述願いたい。</p>	<p>「(略) また、農薬の使用方法や使用上の注意事項を表示し、 農業者等に対してその遵守の徹底を図っている。<u>さらに、農薬の 製造者等に対して、毎年、製造数量等を農林水産大臣に報告する よう義務付けている。</u>」</p> <p>また、既存化学物質を含むすべての化学物質についても、製 造・輸入者の届出義務、国による安全性評価等を行う仕組みがあ るため、上記に加え第2章2.(2)14ページ第2段落に以下 のとおり追記します。</p> <p>「一般用途(中略)導入された。<u>具体的には、既存化学物質を 含むすべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入を行 った事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課すと ともに、国は、届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化 学物質を優先度を付けて絞り込み、評価を行うこと等の仕組みが 導入された。</u>」</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	いる。」		
3 1	第 2 章 2.(2) (主な 取組状 況) (14 ページ 第5段 落) 『化学 物質の 譲渡提 供時に おける 危険有 害性情 報の容 器等へ の表示	<p>業務上、類似重複が発生しないように、提供・入手を要する情報の国際的な統一化への尽力を希望する。</p> <p>[理由]</p> <p>P R T Rを目的とした(M) S D Sと製品含有化学物質情報とでは閾値規準に齟齬があるため、事業者は類似資料を重複してサプライヤから取り寄せなければならない。そのため含有化学物質情報の混乱と、類似業務の重複による経済的非効率が発生している。人及び環境に係わる正確な化学物質管理を促進するとともに我が国経済の効率化のために必要。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>労働安全衛生法に基づく化学物質の譲渡提供時の表示及び文書交付は、G H Sに準拠することによりその要件を満たすものとなっています。当該表示等を推進していくこととしていますが、これにより国際整合性も図られていくものと考えています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	及び危 険有害 性情報 を記載 した文 書(安全 データ シート) の交付 を推進 してい る。』		
3 2	第 2 章 2. (2) (主 な 取 組 状 況) (1 5 ペ ー ジ 第 3 段	<p>第3段落の文末に以下の文章を追加する。</p> <p>「GHS, SDSは今後とも真の国際的な手法となるように内外において改善を加えていく必要がある。」</p> <p>[理由]</p> <p>GHS, SDSが完全に国際的には統一されておらず、事業者は国別に異なる対応を行っており、現状では必要とされる作業は複雑になっている。早急な改善努力が国際的にも求められてい</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2章2. (4) 18ページ1段落目に下線部を追記します。</p> <p>「(略) 進めており、<u>化学物質の危険有害性情報の伝達等に関する国際動向に対応して、引き続き取組を進める必要がある。</u>また、一部の業界では(略)」</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	落)	る。	
33	第2章 2.(2) (主な 取組状 況) (16 ページ 第4段 落)	<p>最終段落、下から5行目「家庭用品については、」の前に以下の文章を挿入すべきである。</p> <p>「リスク情報の公開と共有（GPS/JIPSを含む）の取組について国際的な連携や調和も視野に入れつつ内容の整備、充実をすすめている。」</p> <p>[理由]</p> <p>例えば、安全性要約書は、でも日本の企業であっても化学企業の国際団体（ICCA）に直に報告している。</p>	<p>御意見及び意見番号29の御意見を踏まえ、第2章 2.(2)（主な取組状況）16ページ 第4段落に以下のとおり追記します。</p> <p>「(略)に力を入れている。リスク情報の公開と共有（GPS/JIPSを含む）の取組については、国際的な連携や調和も視野に入れつつ、内容の整備・充実が進められている。このように、規模や特性の異なる多くの企業が、化学物質に関する自主的な取組を進めてきており、こうした活動は、国際的にも我が国の事業者の信頼性を高める結果となっている。家庭用品については、(以下略)」</p>
34	第2章 2.(2) (今後 の課題) (16 ページ 第5段 落)	<p>「、必要である」の後に以下の文章を追加すべきである。</p> <p>「一方で、中堅・中小企業等の事業機会、雇用確保という面から現実的な政策的対応も十分に配慮しなければならない。加えて労使間の安全協議の充実が消費者の安心、環境の保全にとっても基本となる項目ともいえる。」</p> <p>[理由]</p> <p>労働安全、環境保全及びそして消費者の安心は、労使や売り手</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>本国内実施計画の対象範囲については、第1章3.(対象範囲)に記載されているとおり、SAICMの対象範囲と同様の範囲を扱うこととしており、中堅・中小企業等の事業機会、雇用確保の観点については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、労働安全衛生法関係法令には労使間の協議に係る規定もあり、これも含めて関係法令の円滑な施行の一層の推進が必要と</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>買い手さらには環境への責任といった連帯感、一体感という意識が根底から支えているため。</p>	<p>の趣旨を第2章2.(2)の(今後の課題)に記載しています。</p>
35	<p>第2章 2.(2) (今後の 課題) (16 ページ 第5段 落)</p>	<p>以下の文章を追加すべきである。</p> <p>「農薬の水系汚染については、人の場合、魚介類や飲料水の残留基準で管理する方向にあるが、非対象生物へのリスク管理が不十分で、生態系全体へのリスク管理に必要な微生物、昆虫類、両生類、魚類、野鳥、野生哺乳類などの生息状況の科学的調査すら行われていない。</p> <p>また、大気汚染による人の健康への影響防止については、たとえば「住宅地等における農薬使用について」の通知はあるが、努力規定であるため、強制力はなく、健康被害の訴えは後を絶たない。」</p>	<p>第2章2.(1)(今後の課題)</p> <p>14ページ3行目の化学物質の1つとして、農薬の評価手法の高度化についても課題としております。具体的な取組事項については第3章2.(1)22ページ5行目以降に記載しております。</p> <p>なお、動物の生息状況の科学的調査については、自然環境保全法に基づき自然環境保全基礎調査を行っています。これまで動植物の分布調査等多岐にわたる調査を行っており、その成果は様々な分野の基礎資料となっています。</p> <p>(参考)</p> <p>環境省自然環境局生物多様性センターURL： http://www.biodic.go.jp/</p> <p>御提案の2文目については、原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>住宅地等における農薬使用による健康被害を未然に防止するために遵守を義務付ける事項を法令上明確に規定することは困難であることから、通知によって、飛散防止対策の実施や周辺住</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
			民等への事前周知等の指導を徹底してまいります。
36	第2章 2.(2) (今後の課題) (16 ページ 第5段 落)	以下の文章を追加すべきである。 「2006年度に、農薬取締法や薬事法の適用を受けない殺虫剤等の製造や防除業者の実態等を把握することを目的とした調査が実施されたが、その後、使用薬剤の種類や用途別の使用量に変化がみられる。シロアリ防除剤、木材保存剤、家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、衣料防虫剤、トイレ用製品、非植栽用除草剤などの使用実態について、医薬品、医薬部外品を含め、前回同様の調査を実施すべきである。」	原案のとおりとします。 (理由) 生活環境中で使用されているシロアリ駆除剤等いわゆる「バイオサイド」等については、今後検討すべき課題として指摘されている旨を第3章2.(6)に記載しています。
37	第2章 2.(2) (今後の課題) (16 ページ 第5段 落)	以下の文章を追加すべきである。 「化管法における第一種、第二種指定化学物質の見直しは、2008年4月28日に提案され、パブコメ意見募集を経て、同年11月21日に関連省令が公布されたが、その後、指定化学物質の見直しはなされていない。 身の回りでは、ピレスロイド系殺虫剤、ネオニコチノイド系殺虫剤、グリホサート系除草剤(この剤は、2008年の見直しの際、今後指定を検討すべき化学物質となっている)をはじめ、多くの神経毒性や環境ホルモン作用のある化学物質が使用されており、生活環境や一般環境での汚染調査を実施するとともに、こ	原案のとおりとします。 (理由) 化管法における指定化学物質の見直しについては、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、関係審議会の意見を聴きつつ、必要に応じて行っていきます。いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>これらの出荷量を把握するため、早急に指定化学物質を見直すべきである。」</p>	
38	<p>第2章 2. (3) (主な 取組状 況) (16 ページ 第6段 落) 『また、 国は、デ ータベ ース等 を通じ た情報 提供、…』</p>	<p>データベースの構築に際しては、国際的に共有・共通化されたものとなるよう、個別独自の基準や方法をとる国・地域のないように、御配慮・御尽力をお願いしたい。</p> <p>[理由] 世界中の各国・地域でそれぞれ個別にデータベースを作成・提供するような動きをした場合や、また、そのために個別に分析や実験を行ったとした場合、社会的コストは甚大なものになると考えられるため。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
39	第2章 2. (3) (主な 取組状 況) (17 ページ 第2段 落) 『国民 の安 全・安心 の確保 のため には、予 防的な 視点か ら、未解 明の問 題に対	<p>『予防的観点』の重要性は認識するが、それだけではなく、『科学かつ合理的な視点』に基づく対応も希望する。</p> <p>[理由] 化学物質の利用に際しては、潜在的なリスクとともに、便益及び適切な管理とのバランスに対する配慮が必要と考える。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 平成24年に閣議決定された第四次環境基本計画においては、「予防的取組方法の考え方に立って、(略)未解明の問題に対応する。」としているため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画においては、「完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方」と記述しており、予防的取組方法の考え方には科学的な視点が含まれていると整理されています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	<p>応して いくこ とも必 要であ る。』</p>		
40	<p>第2章 2. (4) (今後 の課題) (18 ページ 第3段 落)</p>	<p>全文を以下の文章に差し替えるべきである。(※下線…変更・追加箇所)</p> <p>「<u>今後は、SAICMに沿って、関連の国際条約及びOECD等の枠組みにより、引き続き国際的な観点に立った化学物質管理に積極的に取り組み、我が国の経験・技術を活用してアジア諸国への協力を推進することによる各国の能力向上の促進をはかるとともに、先進国を含む国際的課題である化学物質の分類の共通化や情報伝達の共通的な法制化を働きかけることが必要である。</u>」</p> <p>[理由]</p> <p>アジア諸国のキャパシティビルディングへの貢献は、重要であるが、そのこの行為以前に化学物質の分類方法や分類結果に関する共通化を進めなければ、現在のグローバル化したサプライチェーンにおいて適切な化学物質管理を担保することがは出来ない。よって、困難性は高いであろうが、化学物質の分類の共通化や</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の伝達等に関する国際動向に対応することは重要と考えていますが、「化学物質の分類の共通化や情報伝達の共通的な法制化」の考え方については、関係者間の十分な議論が必要であると考えます。このため、まずはサプライチェーンのグローバル化に対応した国際調和の推進等に取り組むことにより、適正なリスク管理を促進していきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		情報伝達の国際的な共通化に向け、活動を行うべきである。	
4 1	第 3 章 1 . (1) ① (1 9 ペ ー ジ 第 2 段 落)	<p>「、取り組む」の後に以下の文章を追加すべきである。</p> <p>「そのため、国はリスク評価基盤の整備に力を入れ、毒性や安全性評価の一貫した教育・研究の充実に力を入れていく。」</p> <p>[理由]</p> <p>日本は、急速に展開しつつあるリスク評価重視の国際的な動きに対し、後手に回った対応を強いられている。評価系の科学全般の層が薄く、企業、国は、ともに国際的には苦しい立場にあるため、現状の改善を強く求めたい。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>御指摘の趣旨については、第3章1.(2)①19ページ第7段落において、「国は、人材育成や各種の支援策を通じて、(中略)取組の基盤を整備する(略)」と記載しています。</p>
4 2	第 3 章 1 . (1) ① (1 9 ペ ー ジ 第 2 段 落)	<p>”具体的な施策”は、漫然とただ記述するのではなく、明確に実施項目をリスト化し、項目毎に達成数値目標、達成期限、達成の検証方法が明記されなくてはならない。これら数値目標、期限、検証方法が示されていないものは”計画”とは呼ばない。</p> <p>2006年にSAICMが採択されてから6年以上経過しているにもかかわらず、日本では国内実施計画ができていない。達成数値目標、達成期限、達成の検証方法が示された具体的な国内実施計画を作成し、パブリックコメントにかけるべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>本国内実施計画については、SAICMを踏まえつつ、WSSD2020年目標の達成に向けた我が国の取組を記述しています。また、本実施計画は、様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」の議論を経て、また本パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、策定される予定です。</p> <p>なお、WSSD2020年目標の達成に向けた本計画の実施状</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
			<p>況の点検については、第4章で、2015年に開催予定の第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）に先立って行うこととしています。</p>
43	<p>第3章 1 (1)① (19 ページ 第2段 落)</p>	<p>くり返し引用されている「予防的取組方法に留意しつつ、・・・化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを旨とする」に関し、全体的にも、具体的な個別の施策にも、「最小化」の定義、なぜその施策が「最小」であるといえるのかが記述されていない。全ての実施項目について、数値目標、期限、検証方法に加えて、それぞれの実施項目における「最小化」の定義、その施策が「最小」であることの根拠を記述すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成するというWSSD2020年目標達成に向けた取組の進捗等については、国際的にも議論されており、本年9月に開催予定の第3回国際化学物質管理会議（ICCM3）でも議論される予定です。 我が国もこうした議論に貢献していくとともに、まずは化学物質のリスク削減のため、平成21年の化学物質審査規制法改正による既存化学物質対策を中心とする化学物質管理の強化及びSAICM国内実施計画などの取組を通じて、必要な対応を行っていきます。 また、取組が十分かどうかの判断については、2013年に開催予定のICCM3における国際的な議論を踏まえつつ、ICCM4に先だつて本計画の実施状況を点検する際に議論していきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
44	第3章 (19 ページ ～27 ページ)	政府、省庁連絡会議の考え方をまとめただけで、どの省庁や関係者が、いつまでに、何をどのようにするのか、計画としては具体性を欠くので、国内実施計画といえないのではないか。 具体的な行動計画を指し示すべきである。	原案のとおりとします。 (理由) 本計画については、SAICMを踏まえつつ、WSSD2020年目標の達成に向けた我が国の取組を記述しています。
45	第3章 1. (1)② (19 ページ 第3段 落)	「包括的な化学物質対策」の確立と推進に関して、省庁縦割りの化学物質管理には、隙間が生じるので、この間、市民団体が提案しているように化学物質政策基本法を制定し、その下に、一元的に、化学物質の登録とリスク管理を行う制度に切り替えるべきである。再度、化学物質管理のための基本法の制定と法制度の見直しを求める。	原案のとおりとします。 (理由) 化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。
46	第3章 1. (1)② (19 ページ 第3段 落)	国内実施計画の戦略目標のひとつである「包括的な化学物質対策」の確立と推進を達成するための具体的施策の中に、各省庁ごとの所管法令の隙間の領域でのリスク管理が不十分であるという問題（いわゆる「隙間」問題）に対する省庁間連携の具体的方法についての記述がない（特に所管法令が共管ではない場合）ことは問題である。共管でない法令間の「隙間」問題（例えば、殺虫剤の規制やシックハウス対策など）については、いかにして連携を行うかが大きな課題であり、調整機関が不可欠と考える。	原案のとおりとします。 (理由) 包括的な化学物質対策の推進に当たっては、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>また、包括的な化学物質対策を推進するにあたり、「予防的取組方法」に留意することが必要であるが、その適用については省庁間の統一基準が定められておらず、適用姿勢に差がある。</p> <p>このような状況下で「包括的な化学物質対策」を確立、推進するためには、共通の基本理念・基本施策を定めるとともに、その実施のための一元的組織を設置する「化学物質政策基本法」の制定が不可欠であり、そうした法体系及び組織体制の見直しも検討課題のひとつとして明記する必要がある。</p>	
47	<p>第3章 1. (1)② (19 ページ 第3段 落)</p> <p>第3章 2. (20 ページ)</p>	<p>省庁毎の縦割り行政に基づく個別の化学物質管理を見直し、産業用化学物質、農薬及び消費者製品を含む総合的な化学物質安全管理／規制が行える法体系の構築を早急に行なうべきである。そのために、現状の個別の化学物質管理を見直し、総合的な化学物質安全管理／規制が行なえる組織と法体系を構築することを「2. 具体的な取組事」(20ページ)の筆頭項目として追加すべきである。化学物質安全管理／規制は、化学産業を推進する省庁から独立した高い透明性を持つ組織が実施すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方の検討については、関係省庁が連携を図りながら化学物質関係法令を着実に施行するとともに、更にどのような課題があるのか諸外国の動向を踏まえつつ、様々な関係者と議論を行っていくことが重要と考えています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	第7段落)		
48	第3章 1. (1)② (19 ページ 第3段落) 第3章 2. (1) (21 ページ 第2段落)	<p>「SAICMの考え方を踏まえ、」と「製造・使用から廃棄に至る化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの低減」の間に以下の文言を挿入すべきである。</p> <p>「リスクトレードオフを十分考慮しつつ、」</p> <p>また、末尾に、以下の文書を追記すべきである。</p> <p>「規制措置の策定、実施に当たっては、当該物質が現に社会にもたらしている便益や代替物質の導入による新たなリスク等を総合的に検証し、全体として社会のリスクが低減されるよう配慮する。」</p> <p>[理由]</p> <p>SAICM関連文書である包括的方針戦略において言及されているとおり、持続可能な開発に資する化学物質のリスク管理には「科学的な方法と社会的経済的要因への考慮に関する情報を適切に踏まえたリスク削減手段が、化学物質の有害な影響とそれらの不適切な使用を削減し、廃絶するために必要」である（包括的</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>リスクトレードオフの考え方については、御意見において、その意味する内容がどのようなものか、また、化学物質対策において、どのような場合に適用される考え方なのか、十分な議論が必要であると考えます。まずは「化学物質と環境に関する政策対話」等の場で関係者が議論を行い、合意を得ること等が必要と考えます。このため、原案のとおりとします。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>方針戦略第 III 章 7 項 (b))。</p> <p>この観点から、今回の S A I C M 国内実施計画には「リスクトレードオフ」への配慮を盛り込む事が必要と考える。これはリスク管理の施策が、単に一つの規制対象化学物質のリスクを低減する事だけを考慮するのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のリスクが、その物質が現に社会にもたらしている便益を考慮しても社会的に許容できない事 ・代替物質／代替手段のリスクは被代替物質のリスクより十分低く、また社会的に十分許容し得る程度である事 ・当該リスク管理施策が他のリスク管理施策よりも優先されるべき物である事 ・複数の候補から選択するリスク管理施策が、最良の費用対効果をもたらす事 <p>の確認を通じて、確かな科学に基づく社会経済的に優れた物となる事を意味する。</p> <p>リスクトレードオフに配慮する事で、社会全体のリスク低減を、限られた社会リソースを最大限効率的に使って確実な物とする事が可能になる。ヨハネスブルグ実施計画 2 3 章にうたわれた「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成」す</p>	

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>るといふ困難かつ価値ある目標達成に、必要かつ欠くべからざる視点であると考え。</p>	
49	<p>第3章 1. (2)⑤ (20 ページ 第5段 落)</p>	<p>3行目 「、期待される。」の後に以下の文章を挿入 「同時に、職場での危険や健康不安のおそれがある場合、事前に事業者と協議し災害を未然に防止するように努めていく。」 [理由] 法令が守られていない事態も念頭に、自らの身の危険は自主的、積極的に守らなければならない。そのためには事前での対応こそが肝要であるため。</p>	<p>労働災害防止に係る措置を講ずることは一義的には事業者の責務ですが、当該措置への労働者の協力には労使間の協議を通じてのものも含まれます。また、法規制の遵守についても、自主的・積極的な対応が期待されるとの趣旨です。 労働者の立場からの意向表明という主旨として、第3章1.(2)⑤20ページ第5段落について、御意見のとおり以下の下線部を追記します。 「(略) 期待される。<u>同時に、職場での危険や健康不安のおそれがある場合、事前に事業者と協議し災害を未然に防止するように努めていく。</u>また、農薬を取り扱う農業者等は、(以下略)」</p>
50	<p>第3章 2. (20 ページ 第7段 落)</p>	<p>社会におけるステークホルダー（関係者）の役割と責務を明確化して情報共有を一層強化・推進し、包括的かつ実効的な化学物質対策の確立と推進を実現するための適切な管理法制度を定め、その法制度の中で関係省庁の役割と責務のあり方を具体的に規定するべきと考える。また、産業界の国際競争力の維持のためには、この法制度は国外の法制度とも強調させる必要がある。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 意見番号45への回答に同じ。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>21ページから記述する、政府が取り組む事項として、このような包括的な化学物質管理を実現するための法律の創設をSAICM国内実施計画の第一に掲げるべきである。</p>	
51	<p>第3章 1 (2)③ (20 ページ 第3段 落)</p>	<p>表示については、国際的な統一を図るべきである。</p> <p>[理由] 国・地域間により異なった基準や表示方法が採用された場合、それぞれの基準等にあわせて有害性を分類するには多くのデータと知見が必要となるため、事業者に対し多大な負担を強いることになる。その負担は、逆に不要な活動を引き起こすことが懸念される。個別には小さなものであっても、世界的に実施された場合、その負荷は不要な環境負荷となり得る。特に販売地域が複数国・地域にわたるような製品・部品においては、無視出来ない負荷が想定される。</p>	<p>化学物質に関する情報の表示については、御意見を踏まえ、第3章2.(4)26ページ14行目に以下のとおり下線部を追記します。</p> <p>「サプライチェーンにおける労働者保護、消費者保護、環境保全の観点を含めた統一的な危険有害性情報の伝達・提供等の進め方について、<u>サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の促進等に関する国際動向への対応を考慮しつつ、検討する</u>」</p> <p>いただいた御意見は今後の施策の検討の参考にさせていただきます。</p>
52	<p>第3章 2. (20 ページ 第7段)</p>	<p>『予防的取組』に加え、『科学的、合理的配慮への留意』も取り入れるべきである。</p> <p>[理由] 化学物質の利用に際しては、潜在的なリスクとともに、便益及</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) WSSD2020年目標においては、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価・管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境への著しい影響を最小化</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	落) 『第2 章及び S A I CMを 踏まえ つつ、W SSD 202 0年目 標の達 成に向 けて、予 防的取 組方法 に留意 しつつ、 …』	び適切な管理とのバランスに対する配慮が必要と考えるため。	する方法で生産・利用されることを、2020年までに達成する」とされているところであり、御指摘の「2020年目標の達成に向けて」との文言に御指摘の趣旨は含まれています。 なお、平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画においては、「完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方」と記述しており、予防的取組方法の考え方には科学的な視点が含まれていると整理されています。
53	第3章 2.	化学物質審査規制法、農薬取締法、労働安全衛生法など、既存の法に基づくリスク評価が”著しい悪影響を最小化”とすること	化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成すると

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	(1) (21 ページ 第2段 落)	になるのか見直しを行なうべきである。もし”最小化”にすると 言い切れるなら、その根拠を示すべきである。悪影響をもっと小 さくする代案があるならそれを示し、早急に法改正を行なうべき である。	いうWSSD2020年目標達成に向けた取組の進捗等につい ては、国際的にも議論されており、本年9月に開催予定の第3回 国際化学物質管理会議（ICCM3）でも議論される予定です。 我が国もこうした議論に貢献していくとともに、まずは化学物質 のリスク削減のため、平成21年の化学物質審査規制法改正によ る既存化学物質対策を中心とする化学物質管理の強化等、必要な 対応を行っていきます。
54	第3章 2. (1) (21 ページ 第2段 落)	非常に低レベルの化学物質への曝露で身体的に反応して苦し む化学物質過敏症が大勢いる。このような化学物質過敏症対応の リスク評価について記述すべきである。	いわゆる化学物質過敏症を含む微量な化学物質による健康影 響については、まずは知見の収集・整理を行うとともに、病態や 原因の把握・解析等のための調査研究を進めている旨を第3章 2.(3)23ページ第1段落に記述しています。これらの成果 を踏まえ、必要に応じて、更なる取組を検討していきます。
55	第3章 2. (1) (21 ページ 第2段	1) 3段落目について、「農薬については、農薬取締法に基づ きリスク評価を行う」とあるが、農薬取締法は農作物の防除の用 途に用いられる薬剤しか対象としていない。家庭用殺虫剤、シロ アリ駆除剤等の、成分としては農薬と同様の成分をもつ薬剤につ いてもリスク評価のシステムを整備する必要があるので、そのこ とを明記すべきである。	1) の不快害虫用殺虫剤については、第2章1.(3)13ペ ージ第5段落に記載がある「家庭用品における安全衛生自主基準 の作成」や第2章2.(2)15ページ第1段落に記載がある「安 全確保マニュアル作成の手引き」等により、事業者の自主的な製 品の安全対策を推進しています。いただいた御意見については、 今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	落)	<p>2) 3段落目について、農薬の人体への影響を評価するにあたっては、神経毒性や子どもの発達への影響についてもリスク評価する仕組みを導入すべきである。</p> <p>3) アスベスト被害の反省に立って、労働安全衛生法に基づくリスク評価の結果、規制が必要と判断された物質については、同時に、一般環境中における規制の要否についても検討するシステムを確立すべきである。それこそが省庁間の有機的連携であると考えている。</p> <p>4) 上記の1例として、イソシアネートを用いる作業（防水工事等）については、アメリカのEPAでも取り組みがなされており、わが国においても周辺住民への影響に配慮した対策について検討すべきである。</p> <p>5) リスク評価の対象物質について、市民・NGOによる提案権を確立すべきである。</p>	<p>2) について、農薬を登録する際には、毒性や残留性など60以上の様々な項目について、試験成績に基づいて審査を行い、安全性を確認しています。引き続き、農薬の毒性等についての新たな知見の集積や国際的な動向などの情報の収集に努め、これらを踏まえて登録審査を実施してまいります。</p> <p>なお、農薬に限らず化学物質全般について、特に化学物質のばく露や生活環境が子どもの健康に及ぼす影響を明らかにする事を目的として「子どもの健康と環境に関する全国調査」（エコチル調査）を行っております。</p> <p>3) 及び4) については、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>5) 化学物質のリスク評価業務は現在様々な行政分野で行われており、評価対象物質は、各リスク評価業務の目的を踏まえ、業務実施時点の科学的知見に基づき選定されるものと考えます。</p> <p>いずれにせよ、製造・使用から廃棄に至る化学物質のライフサイクル全体を通じたリスクの低減を図ってまいります。</p>
56	第3章 2 (1)	<p>現行の化審法での優先評価物質リストを作成し、リスク評価、規制などの措置を2020年までに達成できるのか、その工程表を示すべきである。このままでは、いつまでに完了するのかわか</p>	<p>改正化学物質審査規制法については平成23年度より全面施行されており、これまでに得られている知見や事業者からの製造輸入数量の届出情報をもとにスクリーニング評価やリスク評価</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	(21 ページ 第3段 落)	<p>らない。</p> <p>労働環境に関する取組みとしては、この間問題になっている職場で使用されている有害化学物質による胆管がんの問題を教訓にし、化学物質のリスク評価や用途規制のやり方を見直すべきである。</p>	<p>を着実に実施しているところです。具体的なスケジュールについては、今後の届出の内容を見る必要があり、現時点で工程表のような形で示すことはできませんが、いただいた御意見も参考にしながら、今後も引き続きスクリーニング評価及びリスク評価を着実に実施していく予定です。</p> <p>本年労働災害補償請求のあった胆管がん事案の原因については、現在調査中ですが、この事案を契機として、今後、発がん性に重点をおいた化学物質の有害性評価を加速することとしています。</p> <p>また、職場において使用される全ての危険有害な化学物質について、その危険有害性情報の伝達を促進してまいります。</p>
57	第3章 2. (2) (22 ページ 第3段 落)	<p>わが国の化学物質過敏症に対応する現状の化学物質管理行政は、大つかみには、農水省（農薬）、国交省（建物）、厚労省（屋内環境、労働環境、家庭用品）、環境省（屋外環境）、文科省（学校）による縦割行政であり、その悪弊が長年指摘されているにもかかわらず、一向に改善されていない。</p> <p>総合的な化学物質過敏症の法体系を早急に確立する具体的計画を明記すべきである。</p>	<p>いわゆる化学物質過敏症を含む微量化学物質による健康影響については情報収集を行っており、当該情報を関係省で共有等することにより、省庁間の連携を推進しているところです。いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
58	第3章 2. (2) (22 ページ 第3段 落)	<p>「農薬については、前述のとおり、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定するとともに、」を以下に差し替えるべきである。</p> <p>「農薬については、前述のとおり、水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定するとともに、その大気汚染のリスク評価を行い、」</p>	<p>御意見を踏まえ第3章2. (2) 22 ページ7行目を以下のとおり修正・追記します。</p> <p>「(略) 検討を進める。」とともに、<u>大気経路による人への健康影響に関するリスク評価・管理手法について検討を進める。</u>」</p>
59	第3章 2. (2) (22 ページ 第3段 落)	<p>「住宅地等における農薬使用について」とそれを具体化した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」に基づき、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう、農薬使用に当たって必要な措置を講じるよう指導する。」を以下の文章に差し替えるべきである。</p> <p>「<u>農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令</u>」、「住宅地等における農薬使用について」とそれを具体化した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」に基づき、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう、農薬使用に当たって必要な措置を講じるよう指導するとともに、記載内容の遵守を強化するために、違反者に対する研修の義務化や罰則の適用も検討する。」</p>	<p>御意見を踏まえ、第3章2. (2) 22 ページ第2段落に下線部を追記します。</p> <p>「(略) さらに、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する際には、<u>農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令</u>」、「住宅地等における農薬使用について」とそれを具体化した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」に基づき、(以下略)」</p> <p>なお、住宅地等における農薬使用による健康被害を未然に防止するために遵守を義務付ける事項を法令上明確に規定することは困難であることから、規制や罰則の強化ではなく、通知に基づく指導を徹底していくべきであると考えています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
60	第3章 2. (2) (22 ページ 第3段 落)	<p>1) 住宅地等における農薬使用についての記述は行政指導にとどまっている。健康被害を未然に防止するためには法規制が不可欠である。</p> <p>また、化学物質に敏感な人々や子どもの発達への影響の懸念を考えると、予防的取組方法を適用して、農薬の空中散布や無人ヘリによる散布を禁止すべきである。</p> <p>2) 家庭用品の規制については、「家庭用品による健康被害事例や化学物質のリスク情報等を勘案しながら、健康被害が生ずる蓋然性の高い物質については家庭用品規制法において適切な措置を講じる」との家庭用品に係る規制に関する記述はされているが、これでは従来の取組みと変わらず、極めて不十分である。労安法、農取法、化審法、化管法等の他法令の規制対象物質やVOCについて、家庭用品として使用されている場合のリスク評価・リスク管理を行うことを原則とすべきである。この場合、事業者に一次的リスク評価を行わせることも検討すべきである。</p> <p>3) また、家庭用品に含有する化学物質による環境・生態系への影響についても調査のうえ、必要な規制を講ずるべきである。</p>	<p>1) について、住宅地等における農薬使用による健康被害を未然に防止するために遵守を義務付ける事項を法令上明確に規定することは困難であることから、通知によって、飛散防止対策の実施や周辺住民等への事前周知等の指導を徹底してまいります。農薬の空中散布や無人ヘリによる散布に当たっても、関係者に対して、同様の指導を徹底し、健康被害の発生防止に努めています。</p> <p>2) について、第2章1.(3)13ページ第5段落に記載がある「家庭用品における安全衛生自主基準の作成」や第2章2.(2)15ページ第1段落に記載がある「安全確保マニュアル作成の手引き」等により、事業者の自主的な製品の安全対策を推進しています。いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>3) について、第3章2.(6)27ページ第3段落に記載したとおり、SAICMの「新規の課題」として指摘されている製品中の化学物質については、様々な主体による取組を引き続き推進するとともに、ICCM3等における国際的な議論等を踏まえつつ、必要に応じて、更なる取組を検討していきます。</p>
61	第3章 2.	<p>輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態や、この実態から推察されると思われる、有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を含有</p>	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で対象物質に指定されたPFOSやPBDE等を含む製品に関する取組を</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	(2) (23 ページ 第3段 落3ポ ツ目)	<p>する製品の有害性について言及がなされるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>「輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態を踏まえ、有害性を有する有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を含有する製品の適正な取扱や適正な廃棄物処理に向けた代替及び選別手法や適正処理方策等の必要な措置の検討を行う。」とあるものの、実施計画(案)及びにも参考資料に、該当箇所にも、関連の情報及びこれを特定するための情報が明示されておらず、検討の意義が明確でない。</p>	<p>想定しており、御意見を踏まえ、第3章2.(2)(23ページ 第3段落3ポツ目)を以下のとおり修正します。</p> <p>「輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態を踏まえ、有害性を有する<u>毒性、難分解性及び生物蓄積性並びに長距離移動性を有するとして、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質に指定された有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を(以下略)</u>」</p> <p>なお、これらを含む製品の実態や有害性については、残留性有機汚染物質検討委員会において検討がなされ、リスクプロファイルとして取りまとめられています。</p> <p>URL： http://chm.pops.int/Convention/POPsReviewCommittee/Reviewedchemicals/tabid/781/Default.aspx</p>
62	第3章 2. (2) (23 ページ)	<p>この施策そのものは、是非とも推進を希望するが、同時に、市中からの効果的なリサイクルを推進する施策の再検討を希望する。</p> <p>[理由]</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、国内での効果的なリサイクルを推進する施策については、従来の家電リサイクル法に加えて、本年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が成立しており、こ</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	第3段落5ポツ目)『・・・その輸出時における中古品判断基準の明確化や有害特性分析方法等について検討する。』	違法輸出に繋がる「リサイクル漏れ」を防止するため。	これらにより使用済電気電子機器等の再資源化を促進していきます。
63	第3章2.(3)	化学物質過敏症について、評価手法を確立し、患者の発生数、発生メカニズム、原因物質、治療方法などに関する調査・研究を推進することを追加するべきである。	いわゆる化学物質過敏症を含む微量な化学物質による健康影響については、まずは知見の収集・整理を行うとともに、病態や原因の把握・解析等のための調査研究を進めている旨を第3章

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	(24 ページ 第3段 落)		2.(3) 23ページ第1段落に記載しています。これらの成果を踏まえ、必要に応じて、更なる取組を検討していきます。
64	第3章 2. (3) (24 ページ 第3段 落)	「予防的取組方法」の考え方に立って、未解明の問題に的確に対応することは賛成である。しかし、「予防的取組方法」については、その適用をめぐる省庁統一の基準は未だ策定されていないのが現状である。適用のための統一基準を早急に策定すべきである。	予防的な取組方法の考え方については、これまでの数次の環境基本計画の中で明らかにするとともに、平成18年に設置した「予防的な取組方法の考え方に関する関係府省連絡会議」において国際的な議論の動向等について情報の共有を行ったところであり、まずは、関係省庁において、個々の施策の中で、予防的な取組方法の考え方の反映を図っていくこととしています。
65	第3章 2. (3) (25 ページ 第3段 落)	複合影響について、今後の重要な課題として検討を開始している諸機関等があり、その動向を参照するのであれば、本文中又は脚注にその内容を記述すべきである。 [理由] 複合影響が今後の重要な課題として取り上げられ、検討が開始されている旨の記述について、必ずしもそのことが一般的に認知可能なものであるわけではないことから。	原案のとおりとします。 (理由) 第3章2.にはあくまで我が国が実施する具体的な取組事項を記述することとし、他国、国際機関等の動向については事実のみを簡潔に記述することとしているため、原案のとおりとします。 なお、複合影響については、世界保健機関(WHO)が複合ばく露のリスク評価の枠組みを提案し、欧州連合(EU)では欧州議会が理事会に提出した報告文書の中で複合影響評価の検討の必要性を述べているほか、米国環境保護庁(USEPA)が法律に基づく

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
			農薬の評価の中で必要な場合には複合影響評価を行っています。
66	第3章 2. (3) (25 ページ 第1段 落)	<p>化学物質過敏症については、病名登録が2009年にすでになされており、多数の患者の存在が明らかになっている。知見の収集・整理、調査研究は続けていただきたいが、その段階は既に過ぎている。患者への対応が何も無いに等しい、この間の行政の不作為を反省すべきである。患者の実態全国調査と診断・治療体制の確立に早急に取り組むべきである。</p>	<p>いわゆる化学物質過敏症を含む微量な化学物質による健康影響については、まずは知見の収集・整理を行うとともに、病態や原因の把握・解析等のための調査研究を進めている旨を第3章2.(3)23ページ第1段落に記載しています。それらの成果を踏まえ、必要に応じて、更なる取組を検討していきます。</p>
67	第3章 2. (3) (25 ページ 第4段 落)	<p>安全性が確認されていないにもかかわらず、ナノ材料及びナノ関連製品を市場に出すことが許されている。これは、安全性の確認されていない化学物質が数万種も市場に出て、REACHをはじめとする世界の化学物質政策に大きな影響を与えた在来化学物質の状況の再来である。</p> <p>「予防的取組方法に留意しつつ、・・・人の健康と環境にもたらず著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産される・・・」ためには、下記が実施されなくてはならない。</p> <p>(a) 安全性の確認されていないナノ材料及びナノ関連製品は市場に出すことを許さない。</p> <p>(b) 市場に出す場合には、安全性に関わる”所定”のデータを提</p>	<p>厚生労働省、経済産業省及び環境省では、平成19年度以降、通知の発出やガイドライン等の公表等を行っているところであり、いただいた御意見は、今後引き続きナノ材料の適切な管理に向けた検討・取組を進めていく際の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		<p>出する。</p> <p>(c) 安全性に関わるデータなしに既に市場に出ているものについては、所定の期限までにデータを提出させる。</p> <p>(d) 所定の期限までに提出のないもの、又は安全性に問題があることが判明したものは、直ちに市場から回収する。</p> <p>(e) ナノ材料を使用する製品にはその旨表示させ、消費者に情報に基づく購入の選択ができるようにする。</p> <p>(f) 上記の(a)～(e)項を包含する総合的なナノ物質管理体系の構築を国内実施計画の中で示すべきである。</p>	
68	第3章 2. (3) (25 ページ 第4段 落)	<p>ナノ材料の製造、使用、廃棄の各段階で放出されるナノ物質から人の健康と環境を守るための、ナノの環境・健康・安全(EHS)に及ぼす潜在的な悪影響に対応するための国の基本方針及び具体的政策(省庁毎の個別政策ではない)が国民に示されていない。日本では国のナノEHSに対する基本方針と具体的施策のパブリックコメントは、承知する限り、一度も行なわれていない。欧米ではナノ施策に関する様々な提案がなされ、パブリックコメントが実施されている。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
69	第3章 2.	<p>ナノ材料の健康及び環境への影響の不確実性や、ナノ材料の定義が確立されていないことを理由に、ナノ政策の確立を遅らせて</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	(3) (25 ページ 第4段 落)	<p>はならない。</p> <p>ナノ材料の健康及び環境への影響が不確実な場合には、「予防的取組方法に留意しつつ、・・・人の健康と環境にもたらず著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産される・・・」ために、そのようなナノ材料は市場に出すべきではない。</p> <p>ナノ材料の定義は、少なくともナノ政策の策定作業用に暫定的に決めることができるし、事実多くの国がそのようにしている。</p>	
70	第3章 2. (4) (25 ページ 第5段 落)	<p>「製品中の化学物質」対策について、事故情報等の公表や情報提供に加え、家庭用品中に含まれる化学物質の全成分表示及びその有害性情報の提供を義務づけるとともに、これらについてのわかりやすい解説サイトの創設が必要である。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
71	第3章 2. (4) (26 ページ 第1段)	<p>表示については、国際的な統一を図るべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>意見番号51に関するコメントと同じ。</p>	<p>意見番号51への回答に同じ。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	落 1 ポツ目) 『有害 性情報 の表示 等消費 者への 情報提 供を含 め、…』		
7 2	第3章 2. (5) (26 ページ 第4段 落) 『20 13年 の水銀	<p>水銀はEUのRoHSでも規制されており、条約化に際しては、同規制などとの整合性に配慮してほしい。</p> <p>[理由] 化学物質に関する国ごと、条約ごとに異なる規制は、無用な市場の混乱を招くため。</p>	<p>いただいた御意見は、水銀に関する条約の制定に向けた交渉や国内対応策に関する検討の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	に關する条約の制定に向けた…』		
73	第3章 2. (4) (26 ページ 第2段 落 2 ポツ目) 『家庭 用品に ついて は、(中 略)、引 き続き 情報提	<p>家庭用品に関する事故情報は、重大事故だけではなく、幅広く情報を収集して公表すべきである。また、再発防止のための措置を業界に任せるのではなく、行政としての確に、厳しく講じるべきである。</p> <p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で定められている物質数は20物質とあまりにも少なく、機能しているとは言えない。見直すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	供を行 う。』		
74	第3章 2. (4) (26 ページ 第2段 落)	<p>無規制の化学物質を含む製品が次々に開発されるため、その使用や廃棄に際して、環境や人への被害を防ぎきれていない。化学物質の使用を極力できるだけ軽減した製品の開発を推進すべきである。</p> <p>最近の傾向として、香料を添加した洗剤用商品等が見られ、香りにより体の異常をひき惹き起こす人もいるので、香料の使用実態調査や大気汚染や水系汚染調査を実施すべきである。</p> <p>製品の中には無香料と記載したものがあることを思えば、本来、香料などは添加すべきでない。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、第3章2.(2)24ページ第3段落に、事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等の取組を促進するための取組を記載しています。</p>
75	第3章 2. (3) (25 ページ 第4段 落)	<p>農薬を使用しない植栽管理事例、化学物質の使用を軽減減らした製品、グリーン購入法における「特定調達品目」や同法該当業務などを実践している優良例を普及させるため、優良マークや表彰制度などを制定すべきである。</p>	<p>有機農業をはじめとする環境保全型農業については、優れた取組を行っている者（団体を含む）に対し、「環境保全型農業推進コンクール」で農林水産大臣賞等の表彰が行われています。</p> <p>また、グリーン購入法に基づく環境物品等については、引き続き調達の推進に努めていくことを考えているため、第3章2.(4)26ページ第3段落に、この旨を以下のとおり追記します。</p> <p>「グリーン購入法に基づき、特定の化学物質の使用制限等の観</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
			<p><u>点で基準が設定されている環境物品等について、引き続き調達の推進に努めてまいります。」</u></p>
76	<p>第3章 2. (4) (26 ページ 第2段 落 1 ポツ目) 『サプ ライチ ェーン におけ る(中 略)につ いて検 討す る。』</p>	<p>文末の「検討する」を以下の文章に差し替えてほしい。 「、グローバルにサプライチェーンが拡大している現実を踏まえつつ、我が国の化学物質が関連する産業の競争力向上に配慮した検討を実施する」</p> <p>[理由]</p> <p>J I S Z 7 2 5 3の制定や、化学物質排出把握促進法及び労働安全衛生法関連法令の改正によりG H S準拠の化学物質の有害性に関する情報伝達が整備されようとしているものの、</p> <p>(1) 規制対象となる調剤製品であっても、危険有害性の分類や情報伝達制度が十分整備、運用されていない他国から輸入される製品については、含有物質にかかる情報が十分担保されず、労働者保護、消費者保護、環境保全を確保できない可能性がある。</p> <p>(2) 成形品に対する製品含有化学物質に関する情報を伝達する制度はほとんど存在せず、多くの製品を国外から輸入している現状では、何らかの健康や環境上の被害が発生するまでは有効な規制がかからず、国民が危険にさらされる可能性があるため。</p> <p>あわせて、途上国よりは化学物質管理が進展している国内産業</p>	<p>御指摘の点については、「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」中間とりまとめ案を踏まえ、第3章2.(4)26ページ14行目に以下のとおり下線部を追加します。</p> <p>「・サプライチェーンにおける労働者保護、消費者保護、環境保全の観点を含めた統一的な危険有害性情報の伝達・提供等の進め方について、<u>サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の促進等に関する国際動向への対応を考慮しつつ、検討する。</u>」</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
		の、さらなる管理能力の進展を図り、国際競争力の向上も両立すべきである。	
77	第3章 2. (5) (26 ページ 第3段 落)	東南アジアや中国での稲作では、ウンカ対策で殺虫剤が使用されるが、耐性虫が日本に飛来することが指摘されている。過度の農薬使用により耐性をつけた虫が、日本の農作物に被害を与えたり、そのため、農薬の使用量が増えることのないよう、国際協力・国際協調が必要である。	農林水産省においては、中国江蘇省と共同でウンカの発生状況と長距離移動予測に関する研究を実施しており、中国から我が国へウンカが飛来する時期を高精度に予測することにより防除薬剤の使用量を低減する技術の開発を行っています。 また、本年12月には我が国において中国、韓国、ベトナムのウンカ関係の研究者が一堂に会し、ウンカ研究の成果について情報交換する国際会議を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が開催することとしております。 このような取組を通じ、今後とも、ウンカ対策に関する国際的な研究協力を推進してまいります。
78	第3章 2.(6) (27 ページ 第3段 落) 『適切	表示については、国際的な統一を図るべきである。 [理由] 意見番号51に関するコメントと同じ。	意見番号51への回答に同じ。

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	な製品 表示を 含めた 情報伝 達につ いては …』		
79	第3章 2.(6) (27 ページ 第5段 落) 「この 他、(中 略)、今 後検討 すべき 課題と して指	<p>「農薬等が生態系へ与える影響」を削除されたい。</p> <p>[理由] すでに、第3章2.(1)において、”農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした定量的な評価に基づく新たなリスク管理が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進める。(p22、第1段落)”と記載されている。上記農薬に係る記載は、先述の内容と論理的に不整合であるため。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 国が重点的に取り組むべき事項のうち、今後検討すべき課題については第3章2.(6)にも記載しています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
	摘されて いる。」		
80	第3章 2.(6) (27 ページ 第3段 落)	室内濃度指針として13指針値が決められた時は、引き続き検討が行われることになっていたにもかかわらず、その後まったく手が付けられないまま今日に到っており、全くの怠慢である。ドイツの例に見習い、50物質を目標に早急に指針値を制定すべきである。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
81	第3章 2.(6) (27 ページ 第3段 落)	<p>農薬が使用者に与える影響については不十分ながら考慮されているが、使用者以外の周りの住民等への影響についてはまったく考慮されていない。その結果、農地に隣接する住宅地での農薬散布による被害が深刻となっている。現在、通知があるが、通知ではまったく実効性に欠けているのが現状であり、法的に規制すべきである。</p> <p>生態系への影響についても必要だが、それ以前に人間への影響についてまず考慮すべきである。早急に取り組まれない。</p>	<p>住宅地等における農薬使用による健康被害を未然に防止するために遵守を義務付ける事項を法令上明確に規定することは困難であることから、通知によって、飛散防止対策の実施や周辺住民等への事前周知等の指導を徹底してまいります。</p> <p>また、農薬の評価手法の高度化についても課題としており、具体的な取組事項については、第3章2.(1)22ページ5行目以降に記載していますが、御意見を踏まえ、22ページ7行目を以下のとおり修正・追記します。</p> <p>「(略) 検討を進める。とともに、大気経路による人への健康影響に関するリスク評価・管理手法について検討を進める。」</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
82	第3章 2.(6) (27 ページ 第3段 落)	<p>1) シックハウス問題がとりあげられているが、室内に限定することなく、街中汚染＝シックタウンとして、人の生活圏での化学物質規制を考えるべきである。</p> <p>2) 室内では、特に、シロアリ防除剤としてネオニコチノイド系の成分が、家庭用殺虫剤として、ピレスロイド系製剤の使用が増加しその宣伝CMもが目立つようになっている。また、薬事法で承認された医薬品、医薬部外品であるハエ、カ、ゴキブリなど衛生害虫用殺虫剤も多用されている。さらには、香料を添加した商品や、イソシアネート類などのVOCで、体の異常をひき惹き起こす人もおり、化学物質による健康被害は多様化しているといえる。個々の原因物質を特定し、科学的な因果関係が立証されてから、規制しようとするのでは、遅すぎる。</p> <p>3) 生活環境で使用される製品に、あらたな化学物質を使用する場合、メーカーには、その成分を開示し、使用から廃棄にいたるまでの当該化学物質の環境への影響、人の健康への影響を調査することを義務付けた上、類似製品にくらべて、環境負荷が少ないことを立証させるべきである。</p>	<p>1) 及び2) について、いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>3) について、化学物質審査規制法においては、一般工業化学品について新規に製造輸入がなされる場合、メーカー等事業者は、その数量に応じて、国による事前審査・届出や数量の届出を行うことが義務づけられています。また、その有害性に応じ、メーカー等事業者は、他の事業者に譲渡・提供する際に、当該化学物質の名称等の情報を提供・表示することとされています。更に、リスク評価を踏まえて、必要な場合には、国の求めに応じ、メーカー等事業者は、有害性情報の報告や取扱い状況の報告を行うこととされています。</p> <p>また、第2章1.(3) 13ページ第5段落に記載がある「家庭用品における安全衛生自主基準の作成」や第2章2.(2) 15ページ第1段落に記載がある「安全確保マニュアル作成の手引き」等により、事業者の自主的な製品の安全対策を推進しています。</p> <p>なお、国際的に、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)が定められており、危険有害性に応じた区分毎に、シンボルマークや注意喚起法などがラベル表示されます。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
83	第3章 2.(6) (27 ページ 第3段 落)	<p>「農薬等が生態系へ与える影響、生活環境中で使用されるシロアリ駆除剤等いわゆる『バイオサイド』等について、今後検討すべき課題として指摘されている」と記述されているが、このような記述ぶりは極めて消極的であると言わざるを得ない。</p> <p>既述のとおり、いわゆる「隙間問題」について、どのような問題があるかを具体的に指摘し、それに対する対応方法について今後具体的に検討することを明記すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>国が重点的に取り組むべき事項のうち、今後検討すべき課題については第3章2.(6)に記載しており、その緊急性・社会的必要性を考慮しながら、様々な主体が参加し意見交換等を行う場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論等も踏まえ、優先度を付けながら検討し、実施【可能なものから速やかに実施】【P】に移していくこととしており、課題の具体的な内容についても、この過程で検討していきます。</p>
84	記載なし	<p>ネオニコチノイド系の薬は、外国では禁止している国もあるというのに日本はどんどん促進していることが問題である。</p> <p>地区によっては虫がほとんど消えたところもあると聞いている。</p>	<p>農薬を登録する際には、欧米と同様、みつばちをはじめ昆虫への影響等60以上の様々な項目について、試験成績に基づいて審査を行い、安全性を確認しています。</p> <p>また、ネオニコチノイド系農薬等みつばちに対して殺虫力が強い農薬について、その農薬のラベルに、みつばちの巣箱及びその周辺にかからないようにすること等の使用上の注意事項を表示させるとともに、耕種農家と養蜂農家との間で、巣箱の位置と設置時期や農薬散布時期の情報を交換する等により、みつばちに農薬がかかるのを防ぐための対策がとられるよう、都道府県・団体を通じて指導を実施しています。</p>

意見 番号	該当箇 所	意見概要	対応
85	記載なし	<p>新しい農薬などは、人体、及び動物・植物に（生物に）使用する ときの制限をつけるべきである。</p> <p>はちがいなくなっていることは、殺虫剤によるものと思われる。 可能性がある時は一時販売中止にして、原因究明するべきである。</p> <p>人に影響を及ぼさなくても、確認がきちんとできてから販売する ようにするべきである。</p>	<p>農薬を登録する際には、みつばちをはじめ昆虫への影響、人に 対する毒性、農作物や土壌への残留性、水質などの環境への影響 等60以上の様々な項目について、試験成績に基づいて審査を行 い、安全性を確認しています。その上で、農薬使用基準を定め、 全ての農薬使用者にその遵守を義務付けています。</p> <p>引き続き、農薬の毒性等についての新たな知見の集積や国際的 な動向などの情報の収集に努め、これらを踏まえて登録審査を実 施してまいります。また、農薬の適正使用の指導を徹底してま いります。</p>
86	<p>付属資 料3 3. ① (43 ページ 第5段 落)</p>	<p>消費者製品による有害物質の表示という面では、公正取引委員 会が所管する「景品表示法」も、一定関わりがあるので、追加す べきである。</p>	<p>付属資料は意見募集の対象外ですが、御指摘の景品表示法は、 消費者にその商品・サービスについて実際のものあるいは競争事 業者のものより著しく優良又は有利であると誤認される表示を 禁止する法律であり、化学物質に関係する法律として挙げられて いる、化学物質に関して規制又は情報提供等を行っている他法律 とは性質が異なると考えられます。</p>